

# 建設発生土の建設副産物処理処分場単価表掲載申請及び審査要領

## (目的)

第1条 この要領は、石川県（以下、「県」という。）が発注する建設工事に伴って発生する建設発生土を受け入れる建設発生土受入地の受入価格を、石川県工事資材単価表内の建設副産物処理処分場単価表（以下、「単価表」という。）に掲載するための申請及び審査等について必要な事項を定めることにより、建設発生土の適正処理の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、以下に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂で、「土質区分基準」（別紙－1）の土質区分によるものをいう。
- (2) 「建設発生土受入地」とは、建設発生土受入を目的とした、新規及び既存の受入地をいう。
- (3) 「事業者」とは、建設発生土受入地を設置・運営・管理する者をいう。
- (4) 「受入価格」とは、建設発生土受入地へ建設発生土を受け入れる際にかかる費用をいう。

## (建設発生土受入地の条件)

第3条 建設発生土受入の候補地とするための条件は次のとおりとする。

- (1) 別紙－2に記載する関係法令の許可等を受けている土地であること。
- (2) 産業廃棄物の搬入がないこと。
- (3) 搬入は建設発生土のみであること。

## (掲載申請)

第4条 単価表への掲載を希望する事業者は、土木部監理課技術管理室（以下、「技術管理室」という。）と事前に協議を行うこととし、事前協議終了後は、受入地の所在する土木総合事務所を経由して技術管理室へ以下の書類を2部提出すること。なお、書類提出時には「建設発生土の建設副産物処理処分場単価表掲載申請時提出書類一覧」（別紙－3）を添付し、提出書類の確認を行うこと。

- (1) 建設副産物処理処分場単価表への受入価格の掲載申請書（様式－1）
- (2) 建設発生土受入処理計画書（様式－2）

- ① 図面・計算書
  - a 位置図（縮尺 1/50,000 程度）
  - b 計画平面図（縮尺 1/500 程度）
  - c 計画横断図（縮尺 1/200 程度）
  - d 搬入土量計算書
- ② 現況写真（全景、近景を適宜数枚）
- ③ 土地の権利等に関する書面（公図及び登記簿等の写し）
- ④ 事業に係る関係法令の許可書等の写し
- ⑤ 受入建設発生土の規定
- ⑥ 受入価格算出根拠（見積書）
- ⑦ 地元同意書の写し
- ⑧ 車両通行経路図及び写真
- ⑨ 搬入路の補修等に関する協議書
- ⑩ 受入時及び受入完了後の管理方法

(申請書類の審査)

第5条 前条の書類の提出があった場合、県は書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。

(単価表への掲載)

第6条 県は、前条による審査後、建設発生土受入地としての適正を認めた場合には、受入単価を単価表へ掲載する。

(建設発生土受入地の計画変更)

第7条 当初計画に変更が発生した場合、事業者は単価表の受入価格の変更申請書（様式－1）を提出すること。

なお、関係書類及び提出先、審査等については、第4条及び第5条の規定を準用するものとし、当初計画から変更がない書類については提出を省略することができる。

(単価表掲載の取消)

第8条 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと確認された場合は、単価表の掲載を取りやめることができるものとする。

- (1) 申請書類の内容に虚偽の記載があった場合。
- (2) 申請書類の記載と異なる行為があった場合。
- (3) 産業廃棄物の搬入が確認された場合。
- (4) 第7条に規定する更新申請を行うことなく申請書類の記載内容を変更していた場合。
- (5) 関係法令に違反する等、不正な行為があった場合。
- (6) 周辺環境への配慮を怠る等、地域住民との間で紛争が生じた場合。

(要領の見直し)

第9条 本要領は必要に応じ、見直すことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 土質区分基準

区分 (国土交通省令) <sup>*1)</sup>	細区分 <sup>*2), 3), 4)</sup>	コーン指數 $q_c^{*5)}$ (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 <sup>*6), 7)</sup>		備考 <sup>*6)</sup>	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) $w_n(%)$	掘削方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
			砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
	第1種改良土 <sup>*8)</sup>		人工材料	改良土 {I}		
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}		
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}		
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	40程度以下	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}		
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土 {V}	—		
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}		
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	40~80%程度	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}		
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土 {V}	— 40~80%		
	有機質土		有機質土 {O}	程度		
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}		
泥土 <sup>*1), *9)</sup>	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	80%程度以上	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	泥土b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}		
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土 {V}	— 80%		
	有機質土		有機質土 {O}	程度以上		
	高有機質土		高有機質土 {Pt}	—		

- \* 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- \* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。
- \* 3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指數400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指數(表-2参照)。
- \* 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指數を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指數を測定して区分を決定する。
- \* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参考して区分し、適切に利用する。
- \* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について昭和46年10月16日環整43厚生省通知)
  - ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃产276環境省通知)
  - ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利⽤技術基準」(国官技第50号、国官總第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

1. 事業に係る関係法令の許可等

- ① 都市計画法に基づく許可
- ② 建築基準法に基づく許可
- ③ 地すべり防止法に基づく許可
- ④ 砂防法に基づく許可
- ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
- ⑥ 土砂災害防止法に基づく許可
- ⑦ 森林法に基づく許可及び建設残土受入地内の保安林に係る許可
- ⑧ 農地法に基づく許可
- ⑨ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく許可
- ⑩ 自然公園法に基づく許可
- ⑪ 土壤汚染対策法に基づく「土地の形質変更に伴う届出」
- ⑫ その他必要となる法令・条例に基づく許可及び届出

2. 受入価格算出根拠

算出根拠として認められる費用は、申請に必要な費用、工事費及び維持管理費とする。

## 建設発生土の建設副産物処理処分場単価表掲載申請時提出書類一覧

令和3年4月

名 称	事業者 チック	土木 事務所 チック	備 考
(1)建設副産物処理処分場単価表への受入価格の掲載申請書			様式－1
(2)建設発生土受入処理計画書			様式－2 ①～⑨の書類を添付すること
①図面・計算書			
a 位置図			縮尺1/50,000程度 建設発生土受入地の所在地を明示したもの
b 計画平面図			縮尺1/500程度 建設発生土の受入箇所を着色表示したもの
c 計画横断図			縮尺1/200程度 建設発生土の受入箇所を着色表示したもの
d 搬入土量計算書			
②現況写真			全景、近景を適宜数枚 写真中に建設発生土の受入箇所を明示したもの
③土地の権利等に関する書面			公団及び登記簿等の写し 事業者の有する土地でない場合は、当該地の地権者の同意書
④事業に係る関係法令の許可書等の写し			別紙－2 参照
⑤受入建設発生土の規定			受入可能とする建設発生土の土質区分について記載すること
⑥受入価格算出根拠（見積書）			申請に必要な費用、工事費及び維持管理費から算出すること
⑦地元同意書			写し
⑧車両通行経路図及び写真			
⑨搬入路の補修等に関する協議書			
⑩受入時および受入完了後の管理方法			建設発生土の土質、受入土量の確認、受入地の監視、 受入完了後の管理方法について